

愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金（以下「助成金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、愛知県犯罪被害者等支援条例（令和4年愛知県条例第2号。以下「条例」という。）第10条、第12条及び第15条に基づき、犯罪被害者等が法律相談を行う際に要する費用について、日本司法支援センター（法テラス）の同様の制度による支援が受けられない場合に、犯罪被害者等に交付するもので、もって犯罪被害者等の精神的又は経済的な負担を軽減し、被害の早期回復や、再被害及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第1号で定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命、身体又は自由を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命、身体又は自由への被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその親族等（犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にある者を含む。）を含む。）、二親等以内の親族（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にある者を含む。以下同じ。）又は親族であって当該被害者と生計を一にしている者、その他知事が認める者をいう。）
- (5) 法律相談 弁護士が実施する法律相談で、犯罪被害者等支援に資するものとして知事が認めるものをいう。なお、刑事、民事の別を問わない。ただし、相続又は交通事故事件の示談交渉を主訴とした相談を除く。

- (6) 法律相談費用 法律相談により弁護士に対して支払う費用をいう。
- (7) 同様の制度 犯罪被害者等が費用の負担なく法律相談（相談者が指定の電話相談窓口へ架電する方法で行われる電話相談を除く。）を受けることができる犯罪被害者等に特化した支援制度をいう。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用は、前条第6号に定める費用とし、助成金の額は、法律相談により発生した実費に相当する額とする。

ただし、30分5,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつ、助成金の交付対象となる法律相談の時間は、同一の犯罪被害について1時間を上限とする。

2 助成の回数は、同一の犯罪被害につき、1回を限度とする。

(助成対象者)

第5条 助成金は、次のいずれかに該当する者に対し、交付するものとする。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する犯罪被害者。
- (2) 犯罪被害者が死亡、傷害等の被害により意思表示ができない場合に、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する親族等。
- (3) 前一号に掲げる犯罪被害者が法律相談を委任した場合における当該犯罪被害者の親族等。（前一号に掲げる犯罪被害者に民法上の法定代理人がいる場合は当該法定代理人を含む。）

(助成金を交付しないことができる場合)

第6条 知事は、次の各号に掲げる場合は、助成金を交付しないことができる。

- (1) 法律相談を行った犯罪被害者等が、同一の犯罪被害における法律相談の費用について、日本司法支援センター（法テラス）の同様の制度により支援を受けている又は受けることができる場合。
- (2) 法律相談を行った犯罪被害者等が、同一の犯罪被害における法律相談の費用について、地方公共団体の同様の制度により支援を受けている場合。
- (3) 法律相談を行った犯罪被害者等が、同一の犯罪被害における法律相談の費用について、愛知県弁護士会又は公益社団法人被害者サポートセンターあいち等の民間支援団体の同様の制度により支援を受けている場合。
- (4) 法律相談を行った犯罪被害者等が、助成金の交付を申請しようとする法律相談の費用について、民間の事業者による保険給付を受けている場合。
- (5) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(6) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(7) 前六号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して助成金を交付することが社会通念上適切でないとき。

(助成金の交付申請)

第7条 第5条で定める者が助成金の交付を申請しようとする場合は、愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金交付申請書（様式第1号）に、愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金報告書（様式第2号）を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合は審査を行った後、助成金を交付する旨又は交付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金交付決定通知書（様式第3号）又は愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、助成金の交付決定後においても適用があるものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条に規定する通知により助成金の交付決定を受けた者は、愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成金交付請求書（様式第5号）により、知事に当該助成金の交付を請求するものとする。

(届出)

第10条 申請者は、第7条の規定による助成金の交付申請後に、第6条各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(決定の取り消し)

第11条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第8条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

- (2) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
- (3) 申請者が前条に該当する場合に届出を怠ったとき。
- (4) 申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第12条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は知事が定める日までに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。